

①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第39号)		②指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第43号)		事務局での分類	法律案 での類型	備考	他の介護保険施設等の 基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	条例	規則	要綱	視点
条項	対象事項	条項	対象事項	記号	具体的内容・事項							
第三章 設備に関する基準 従来型				第3 設備に関する基準(基準省令第3条)								
(設備)	3	指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	3									
	3	1 居室										
		※ 要綱上の一人当たり施設全体に対する延べ床面積は、ユニット型は38㎡以上、従来型個室・多床室は34.13㎡以上となっている。なお、省令基準上は居室面積について、10.65㎡以上とする規定のみ(従うべき基準参照)		イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準	条例上一人当たり整備面積を明記する必要があるか。	(要綱上の規定) 介護老人ホーム 29.2㎡以上 介護専用ケアハウス 39.6㎡以上			特別養護老人ホームの総延床面積に対する一人あたり整備面積は、ユニット型施設は38㎡以上、従来型施設にあっては34.13㎡以上とする。 (ただし、既存施設の増築・改修等については、特例を設ける。)	G
(設備)	3	1 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。(省令改正により一人となる可能性あり)						(居室定員) 介護老人保健施設(以下「老健」という。) 4人以下 介護老人ホーム、ケアハウス、認知症GH、有料老人ホーム 原則1名			居室の定員は4人以下とする。ただし、定員が2人以上のときについては、入居者のプライバシーに配慮するとともに、居室に個室に転換できるように設計上の工夫を要すること。	A B D →プライバシー・採光・居住空間を重視した居室についての定義づけが必要(下欄の規定)
				ウ	懸案事項として問題点がある。	参酌すべき基準	現行制度上、個室となった場合は、居住費に室料が含まれることになる(費用負担の問題)。ケア上、個室よりも多床室でケアした場合のほうが手厚いケアが行われる場合がある。個室となると、広い敷地が必要となり都市部での土地の確保が困難である。				ロ〜チ(基準と同じ) リ 各ベッドに採光がとれるよう配慮すること ニ コンセント類の位置にも配慮すること 三 居室に鍵を設けるときは、車椅子の高さに合わせ、室内から開けられるものとする 四 ベッドの高さやリクライニングの角度が手で調節できる低床ベッドの設置が望ましい 五 横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチを設けること	A C
	3	1 ハ プザー又はこれに代わる設備を設けること。										
	3	7 食堂及び機能訓練室										
	3	7 イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。		イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準	老健 機能訓練室 定員×1㎡、食堂 定員×2㎡ 療養転換型特養・老健 機能訓練室 病院からの転換の場合は40㎡以上、食堂は一人あたり1㎡以上					
	3	8 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	2	ウ	懸案事項として問題点がある。	参酌すべき基準	基準では、中廊下は2.7メートル以上となっているが、広すぎる感がある。車椅子のすれ違いや、ストレッチャーの移動に必要な幅(1.8メートル以上)であれば、良いのではないか。	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 療養転換型特養・老健 廊下1.2 中廊下 1.6m 介護老人ホーム 廊下1.35m 中廊下 1.8m 有料老人ホーム(東京都指針) 1.8m すれ違いスペースがあるとき1.4m	●建築基準法施行令 廊下幅1.2m 中廊下1.6m ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令 廊下幅 1.2m、50m以内ごとに車いすの転回スペースを要 ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 廊下幅 1.8m、50m以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m	廊下の幅は、一・五メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。	D	

①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第39号)		②指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第4号)		事務局での分類	法律等 での類型	備考	他の介護保険施設等の 基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	条例	規則	要綱	視点	
条項号	対象事項	※4項	記号具体的内容・事項										
第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する事項													
第二章 設備に関する基準													
ユニット型													
	イ 居室	4	居室										
(設備)	40	1	居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。	ウ	都独自の基準案がある。	参酌すべき基準	ユニットの入居定員に幅をもたせることにより、建築面積を有効活用することが可能ではないか。15人程度のユニットの定員数でもケアの質は保たれるのではないか。	老健 おおむね10人以下(特養と同じ規定) ケアハウス 10程度 認知症GH 5人以上9人以下			一 事業者の都合により一方的に2部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。 二 画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介護などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。	一 家具の持ち込み等により、居室に近い居住環境の中でケアを行うため、いかに作りつけの然とした家具の設置はなるべく避けたいこと。 二 望ましい設備として以下のものがある。 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服類の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ	A C
												D	
	ロ 共同生活室	5	共同生活室										
	40	1	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようにしていること。 ロ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	既存の建物を改修して特別養護老人ホームを整備した場合、建物の形状からどうしてもユニットを通過しななければならない配置となってしまう場合がある。				一 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようにしていること。ただし、 建物及び土地の形状の制約がある場合は、この限りではない。 二 共同生活室は、キッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましいこと。 三 望ましい設備として以下のものがある。 ・食器棚・冷蔵庫・電子レンジ・共同生活室付近で手を洗える設備・食事スペースとリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方・車椅子用のシンクや調理台	A C	
	40	1	(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	老健 特養と同じ ケアハウス・認知症GH (特に基準面積なし)			基準と同じ		E	
	40	4	廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下)にあっては、一・八メートル以上として差し支えない。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 他の施設については、従来型の記述参照	従来型での廊下の記述を参照		廊下の幅は、 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。		D	